

証券コード 4893
2025年3月10日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目12番10号
ノイルイミュン・バイオテック株式会社
代表取締役社長 玉 田 耕 治

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.noile-immune.com/ir/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4893/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ノイルイミュン・バイオテック」又は「コード」に当社証券コード「4893」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午後1時30分
（開催時間が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F
赤坂インターシティコンファレンス 404
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第10期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年3月26日（水曜日）
午後1時30分（受付開始:午後1時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後5時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、切手を貼らずに
ご投函ください。

行使期限

2025年3月25日（火曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

XXXXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

– 5 –

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の概況に関する事項

①事業の経過及びその成果

【当社基盤技術について】

当社の基盤技術であるPRIME技術（Proliferation-inducing and migration-enhancing Technology）は、未だ固形がんで有効性を発揮できていないCAR-T（Chimeric Antigen Receptor-T）細胞療法の問題点を克服しうる極めて有望なプラットフォーム技術です。CAR-T細胞および宿主のT細胞や樹状細胞などの免疫担当細胞を固形がん局所へ集積させ、かつ集積した細胞群の機能をより高めることが可能となり、さらに、それらの細胞の一部にがん細胞に対する免疫記憶を付与することが可能であるため、固形がんを効率的かつ持続的に抑制する効果が期待されます。当社はこのPRIME技術の特許について2015年10月1日付で国立大学法人山口大学と独占の実施許諾契約を締結しており、その技術の詳細は当社代表取締役社長の玉田耕治らによってNature Biotechnology誌※に公開されました。

※ IL-7 and CCL19 expression in CAR-T cells improves immune cell infiltration and CAR-T cell survival in the tumor. Adachi K, Kano Y, Nagai T, Okuyama N, Sakoda Y, Tamada K. Nat Biotechnol. 2018 Apr;36(4):346-351. doi: 10.1038/nbt.4086. Epub 2018 Mar 5.

【研究開発】

当社は、当社が主体となって進める開発品目としてNIB103を選定し、NIB103の新たな第Ⅰ相臨床試験の開始を最優先事項として取り組む方針を決定いたしました。現在治験届提出を目指し、タカラバイオ株式会社と共同で国内におけるNIB103の開発を推進しております。なお、NIB103以外の自社創薬パイプラインについては、共同開発を含めたあらゆるアプローチを介して開発の推進を目指すとともに、NIB104 や NIB105 の早期の臨床ステージへの移行に取り組んで参ります。

また、既存のパイプラインに続く新たなパイプラインに関する研究や次世代技術に関する研究を実施しております。2017年より継続している国立大学法人山口大学との共同研究においては、引き続きCAR-TやTCR-Tを中心とした次世代型遺伝子改変細胞療法、他家細胞を利用したがん免疫細胞療法、次世代型PRIME技術に関する研究を実施しております。

【事業提携】

当社パイプラインNIB102およびNIB103について武田薬品からの返還手続きが完了しました。武田薬品から移管されたデータの評価結果を基に、当社が主体となって進める開発品目としてNIB103を選定し、NIB103の新たな第Ⅰ相臨床試験の開始を最優先事項として取り組む方針を決定しました。さらに、タカラバイオ株式会社との間でNIB103の共同開発に関する提携を行い、これにより、国内におけるNIB103の製造体制を確立すると同時に、開発のさらなる効率化、加速化を進めております。NIB103について、当社は2025年の早い時期の治験届提出を目指し、両社共同で開発を進めて参ります。

2019年に開始したAdaptimmune Therapeutics plcとの間で進めるPRIME技術を搭載した次世代型SPEAR T-cell及びAutolus Therapeutics plcとの間で進めるPRIME技術を搭載した次世代型CAR-T細胞療法について、当該年度も引き続きライセンス先における研究開発を実施しております。また、2022年にはPRIME技術を中外製薬株式会社に対してライセンスする契約を締結し、当該年度も引き続きライセンス先における研究開発を実施しております。第一三共株式会社とは、当該年度もPRIME技術の評価を継続して実施しております。CAR-T細胞の大量生産・安定供給と低コスト化を目指した自動細胞製造システムの確立を目指して、2019年に澁谷工業株式会社との間で開始した共同開発について、当該年度も引き続き開発を進めております。

【特許関連】

国立大学法人山口大学から独占的通常実施権を取得している特許出願（PCT/JP2015/05080）について、日・米・欧を含む複数の国での権利化を行っております。また、当該技術に基づいた応用研究に関する成果を基にした特許出願および権利化も進めております。

以上の結果、当事業年度における事業収益は7,587千円（前年比97.6%減少）を計上した一方で、開発の継続により営業損失は1,069,183千円（前事業年度は775,391千円の営業損失）、パイプラインの優先順位の変更に伴う開発委託先との契約解消により受取精算金106,915千円が発生し、経常損失は962,035千円（前事業年度は1,127,594千円の経常損失）、当期純損失は964,455千円（前事業年度は1,130,014千円の当期純損失）となりました。

②資金調達の状況

該当事項はありません。

③設備投資の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

期別 項目	第7期 (2021年12月期)	第8期 (2022年12月期)	第9期 (2023年12月期)	第10期 (2024年12月期)
事業収益	100,732千円	625,783千円	316,818千円	7,587千円
経常利益 (△は経常損失)	△792,615千円	△384,202千円	△1,127,594千円	△962,035千円
当期純利益 (△は当期純損失)	△795,035千円	△386,622千円	△1,130,014千円	△964,455千円
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失)	△20円75銭	△9円87銭	△27円25銭	△22円28銭
総資産	4,271,049千円	4,641,032千円	5,778,946千円	4,800,172千円
純資産	4,185,334千円	4,300,617千円	5,687,452千円	4,725,497千円
1株当たり純資産	107円30銭	108円48銭	131円26銭	108円97銭

(注) 当社は、2021年11月11日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損益および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対応すべき課題

当社は、対応すべき課題を次のように考えております。

①PRIME技術の基礎研究体制の拡大及び国内外の学術機関、民間機関等との共同研究開発の推進

当社は国立大学法人山口大学との共同研究により、これまで複数のパイプラインを構築しております。また、中核技術であるPRIME技術の改良や応用についての基礎研究を進めております。今後も国立大学法人山口大学との緊密な連携や国内外の学術機関、民間機関等との共同研究開発により、より一層のパイプラインの拡充、及びPRIME技術の周辺知財の構築を図る方針であり、研究体制の拡充を図って参ります。

②臨床試験の推進

当社は複数のパイプラインを構築しております。これらのうち、NIB103を最優先のパイプラインとして臨床試験を推進し、臨床試験より得られたデータを評価することで、ライセンス先における開発も加速度的に進むものと考えております。

なお、当事業年度より当社パイプラインNIB103について、タカラバイオ株式会社と共同で開発を進めております。

③ライセンス先に対する支援

PRIME技術のライセンス契約を締結した製薬企業に対し、臨床開発が滞りなく進められるよう、当社が技術的アドバイスをを行い、また契約によっては分担業務を行い、ライセンス先との協力を継続的に行っていく方針であります。

④ライセンス契約の拡大に向けた体制拡充

安定した事業ポートフォリオの構築とさらなる収益機会の獲得を目指すため、また当社パイプラインまたは技術のライセンスをより多くの国内外の製薬企業に広めるため、適切な人材確保を図って参ります。

⑤新しい事業機会を得るための外部機関との新たな連携

当社はパイプライン拡充とともに、新たな形態のパイプラインの構築や、細胞医薬製造の効率化を目指しております。その為、新たなゲノム編集技術や、遺伝子導入法、自動培養装置などの技術を持つ外部機関との連携の拡大を図っております。

⑥財務基盤の強化

当社技術の改良や応用に係る基礎研究、及び開発活動には多額の資金を必要とします。これまで数度にわたるエクイティファイナンスやパートナー企業からのライセンスに関する収入により資金を調達して参りましたが、2023年6月には東証グロース市場上場に伴う増資により更なる財務体制の強化を実現いたしました。2024年度は外部からの資金調達はせず手許資金にて研究開発活動を進めて参りました。2025年以降、研究開発の推進及び加速化に併せ、必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務的基盤の強化を図ります。

⑦当社の正社員の採用、育成、登用

当社の主要な業務は、原則として正社員によって運用することを基本方針としております。その理由は、当社の経営理念に深く共感する当社のチームメンバーが、主体性をもって研究開発を行うこと、またライセンス先の製薬企業と接することが、事業推進の品質とスピードを向上させ、競合他社に対して大きな差別化の要素となり、当業界における最も優れた競争優位性であると考えているためです。

当社への入社志望者については、それまでの経歴や能力、潜在性を評価・選考し、最終面接時に当社の経営理念の説明を行い、候補者にとって共感できているかどうかを、当社の採用基準としております。採用後の育成については、現場での上長によるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）や、部門長によって個人別に計画した教育研修スケジュールを実施しております。

社内登用については、事前に策定した個人別の目標管理シートに基づいて一定の成果をあげているかどうかを確認し、さらに重ねて当社の経営理念に沿った日常的な行動規範をしているかどうかについて、人事評価委員会による評価会議を経て、部門配置や昇格・昇給及び降格・降給を決定しております。

今後も上記の方法に基づき、研究開発の加速化、パイプラインの進捗等に対応し、必要に応じて適切かつ十分な人材確保に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

現在当社が進めている研究開発内容は、CAR (Chimeric Antigen Receptor) -T細胞療法と呼ばれる次世代型のがん免疫細胞療法です。がん特異的な抗原に対する抗体断片とT細胞の活性化に必要な配列をコードした遺伝子を組み込んだCAR-T細胞をがん患者に投与することにより、患者体内でがん細胞表面のがん抗原を認識して攻撃し、抗腫瘍効果を発揮することを期待する治療法です。このCAR-T細胞療法の治験実施数は近年世界中で飛躍的に増加しており、本邦においても2019年以来複数製品が承認されております。

血液がんに対するCAR-T細胞療法の適応が進む一方で、がん全体の症例数の9割以上を占める固形がんに対しては未だ有効なCAR-T細胞療法が確立されていません。当社ではこの課題に対応するため、固形がんに有効なCAR-T細胞製剤のための基盤技術となりうるPRIME技術の研究を進め、そのような技術を用いたCAR-T細胞療法の臨床開発を推進しています。臨床開発としては、PRIME技術を搭載したCAR-T細胞製剤を自社で開発し、それらを製薬企業に導出する自社創薬事業に取り組むと同時に、PRIME技術自体を導出し、他社と共同でPRIME技術を搭載したCAR-T/TCR-T細胞製剤を開発する共同パイプライン事業を推進しています。

(6) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区
湘南研究所	神奈川県藤沢市
山口大学研究室	山口県宇部市

(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
25名	3名減	45.2歳	2年9カ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数 155,800,000株

（2）発行済株式の総数 43,301,765株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は25,000株増加しております。

（3）株主数 8,076名

（4）上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
武田薬品工業株式会社	8,119,800株	18.75%
株式会社鶴亀	7,159,550株	16.53%
玉田 耕治	3,750,000株	8.66%
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	3,678,220株	8.49%
瀬戸 恭子	1,700,000株	3.92%
大和日台バイオベンチャー 投資事業有限責任組合	1,349,200株	3.11%
石崎 秀信	1,160,000株	2.67%
荻原 弘子	1,000,000株	2.30%
佐古田 幸美	1,000,000株	2.30%
和田 聡	956,900株	2.20%

（注）1. 自己株式は保有しておりません。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員等が保有している新株予約権の状況

新株予約権の名称		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2017年3月29日	2018年8月10日
新株予約権の数(個)		149(注)1	69(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 745,000(注)1	普通株式 345,000(注)1
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		10,800	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		100	240
権利行使期間		2019年4月7日から 2027年3月31日まで	2020年8月11日から 2028年8月9日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 57個 目的となる株式数 285,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名	—

新株予約権の名称		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2018年8月10日	2019年5月17日
新株予約権の数(個)		80(注)1	28(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)		普通株式 400,000(注)1	普通株式 140,000(注)1
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)		27,300	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)		228	255
権利行使期間		2020年8月10日から 2028年8月9日まで	2021年5月18日から 2029年5月16日まで
行使の条件		(注)2	(注)2
役員の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 200,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

新株予約権の名称		第6回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2019年5月17日	2020年4月13日
新株予約権の数（個）		33（注）1	350（注）3
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）		普通株式 165,000（注）1	普通株式 175,000（注）3
新株予約権の払込金額（1個当たり／円）		36,800	0
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり／円）		248	705
権利行使期間		2021年5月17日から 2029年5月16日まで	2022年4月14日から 2030年4月13日まで
行使の条件		（注）2	（注）2
役員の 保有 状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 100,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 25,000株 保有者数 1名
	監査役	—	—

新株予約権の名称		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2021年3月23日	2022年5月12日
新株予約権の数（個）		543（注）3	500（注）4
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）		普通株式 271,500（注）3	普通株式 50,000（注）4
新株予約権の払込金額（1個当たり／円）		0	0
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり／円）		779	804
権利行使期間		2023年3月24日から 2031年3月23日まで	2024年5月13日から 2032年5月12日まで
行使の条件		（注）2	（注）2
役員の 保有 状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 2名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

新株予約権の名称		第13回新株予約権
発行決議日		2022年5月12日
新株予約権の数（個）		200（注）4
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）		普通株式 20,000（注）4
新株予約権の払込金額（1個当たり／円）		9,200
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり／円）		780
権利行使期間		2024年5月13日から 2032年5月12日まで
行使の条件		（注）2
役員の 保有 状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

（注）1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は5,000株とする。

2. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要するものとする（ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。）。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

③新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

3. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は500株とする。

4. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (2024年12月31日現在)

新株予約権の名称	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (名)	共同研究先 1
発行決議日	2019年8月7日
新株予約権の数 (個)	730 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (株)	普通株式 365,000 (注) 1
新株予約権の払込金額 (1個当たり/円)	0
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり/円)	255
権利行使期間	2020年8月7日又は上場した日のいずれか遅い方から2029年8月6日まで
行使の条件	(注) 2

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は500株とする。

2. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、権利行使時においても、当社または当社子会社の関係者の地位にあることを要するものとする (ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が相当な理由があると認めた場合を除く。) 。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。
- ③新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
玉田 耕治	代表取締役社長	国立大学法人山口大学大学院医学系研究科 免疫学教授
渡嘉敷 努	取締役 事業企画研究部長	—
永井 寛子	取締役 管理部長	—
Philippe Fauchet	取締役	Rezolute Inc. 社外取締役 ルカ・サイエンス株式会社 社外取締役 JCRファーマ株式会社 社外取締役 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 理事
花井 陳雄	取締役	株式会社リバネスキャピタル 取締役 株式会社島津製作所 社外取締役 株式会社ペルセウスプロテオミクス 社外 取締役
藤原 一幸	常勤監査役	—
橋岡 宏成	監査役	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パート ナー弁護士 トレンダーズ株式会社 社外監査役 株式会社くふうカンパニーホールディング ス 社外取締役
中田 幸康	監査役	中田幸康会計税務事務所 代表 株式会社Authlete 監査役

- (注) 1. 取締役Philippe Fauchet 氏及び花井 陳雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原 一幸氏、橋岡 宏成氏及び中田 幸康氏は社外監査役であります。
3. 監査役橋岡 宏成氏は弁護士、監査役中田 幸康氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております。
4. 当社は、監査役橋岡 宏成氏及び中田 幸康氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ただし、当該契約におきましては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにす

るため、損害賠償責任の限定を受けた後の効力として、会社から退職慰労金その他法務省令で定める財産上の利益を受けることができず、また、会社法第425条第1項第2号に規定される新株予約権を行使しまたは譲渡することができないなど一定の措置が定められています。

5. 当社は、Philippe Fauchet氏、花井 陳雄氏、藤原 一幸氏及び中田 幸康氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の個人被保険者の範囲は当社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役報酬等は、各取締役の役割や職務等に応じた「固定報酬」で構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、経営状況を総合的に勘案して決定する。

3. 金銭報酬及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬の導入を検討する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の内容の決定については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役社長は過半数以上を社外役員で構成する報酬委員会の提案を踏まえて決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

最近事業年度の取締役の報酬等の額については、報酬委員会での検討を経て、株主総会の決議により定められた取締役（2020年3月24日開催の定時株主総会で150,000千円以内と決議、当該決議時の取締役の員数は8名（うち社外取締役5名））の報酬限度額の範囲内において決定しております。各個別の取締役報酬額につきましては、最も当事業に精通した者による貢献度を踏まえた適正評価を行うことが適切であることから、取締役会により決定を一任された代表取締役社長である玉田耕治が、上記のとおり、報酬委員会の提案を踏まえて決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬などについて、報酬などの内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬の内容に係る決定方針に関する事項

最近事業年度の監査役の報酬等の額については、監査役（2019年5月17日開催の臨時株主総会で50,000千円以内と決議、当該決議時の監査役の員数は3名）の報酬限度額の範囲内において決定しております。各個別の監査役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、役員報酬規程に基づき、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、世間水準、監査内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して監査役の協議により決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支払人数	報酬等の総額
取締役 (うち、社外取締役)	5名 (2名)	72,763千円 (14,875千円)
監査役 (うち、社外監査役)	3名 (3名)	11,400千円 (11,400千円)
合計 (うち、社外役員)	8名 (5名)	84,163千円 (26,275千円)

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 Philippe Fauchet	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、製薬業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に有用な発言を適宜行いました。
取締役 花 井 陳 雄	当事業年度就任後に開催された取締役会12回のうち12回に出席しており、製薬業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識に基づき、社外取締役として当社の経営に有用な発言を適宜行いました。
監査役 藤 原 一 幸	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、常勤監査役として必要な発言を適宜行いました。 また当事業年度に開催された監査役会27回のうち27回に出席しており、必要な発言を適宜行いました。
監査役 橋 岡 宏 成	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、弁護士の見地から必要な発言を適宜行いました。 また当事業年度に開催された監査役会27回のうち27回に出席しており、必要な発言を適宜行いました。
監査役 中 田 幸 康	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席しており、公認会計士及び税理士の見地から必要な発言を適宜行いました。 また当事業年度に開催された監査役会27回のうち27回に出席しており、必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬

	報 酬 等 の 額
当事業年度における監査法人の報酬等の額 イ. 監査証明業務に基づく報酬 ロ. 非監査業務に基づく報酬	39,470千円 －千円
当社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,470千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されたとき、その他必要と判断されるとき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定致します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」等に則り、経営に関する重要な意思決定をする。
 - (b) 代表取締役社長は、「取締役会規程」に則り取締役から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、「取締役会規程」に従い職務を執行する。
 - (c) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - (e) 取締役は、監査役が定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
 - (f) 管理部は「内部通報規程」に則り内部通報制度の利用を促進し、法令違反又は「Core Value」を阻害するような問題の早期発見に努める。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「決裁規程」「稟議実施細則」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - (b) 取締役は、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- d. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査役、顧問弁護士等に報告できる体制を構築する。

e. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 代表取締役社長は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (b) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する使用人を配置していないが、取締役会は監査役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、取締役会以外にも経営会議及び予算会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (b) 監査役は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための基本方針に基づき、企業としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めるため、以下の具体的取り組みを行っております。

- ①取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。当事業年度（2024年1月～2024年12月）において取締役会は17回開催され、「取締役会規程」に基づき、各議案についての審議及び決定、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定の迅速化及び監督の実効性は確保されております。
- ②コンプライアンス研修については、年1回定期的に実施しており、「コンプライアンス規程」等の周知、徹底を実施しております。
- ③内部監査人は、当社の業務運営が法令、定款、社内規程類等を順守しているか確認するため、定期的に内部監査を実施しております。内部監査結果は改善点と共に代表取締役及び監査役に報告されております。また、監査役は、会計監査人、並びに内部監査担当者と必要に応じて会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について意見交換を行っております。
- ④反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、責任者を代表取締役とし、統括担当部署を管理部として運用を行っております。また、反社会的勢力排除に関して外部機関と連携し、指導を受けるとともに情報収集を図っております。

以 上

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,775,376	流動負債	69,441
現金及び預金	4,670,939	未払金	8,488
貯蔵品	8,572	未払費用	27,717
前渡金	2,992	未払法人税等	23,616
前払費用	29,685	契約負債	5,500
未収入金	15,551	預り金	4,118
未収消費税等	46,856		
その他	779	固定負債	5,233
固定資産	24,796	資産除去債務	5,233
投資その他の資産	24,796		
長期前払費用	1,230		
差入保証金	23,565	負債合計	74,675
		(純資産の部)	
		株主資本	4,718,649
		資本金	4,047,254
		資本剰余金	4,025,098
		資本準備金	4,025,098
		利益剰余金	△3,353,702
		その他利益剰余金	△3,353,702
		繰越利益剰余金	△3,353,702
		新株予約権	6,847
		純資産合計	4,725,497
資産合計	4,800,172	負債・純資産合計	4,800,172

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		7,587
事業費用		
事業原価	195	
研究開発費	579,875	
その他の販売費及び一般管理費	496,699	1,076,770
営業損失		1,069,183
営業外収益		
受取利息	560	
還付加算金	49	
受取精算金	106,915	
その他	3	107,529
営業外費用		
為替差損	381	381
経常損失		962,035
税引前当期純損失		962,035
法人税、住民税及び事業税	2,420	2,420
当期純損失		964,455

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 1 月 1 日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,045,977	4,023,821	△2,389,247	5,680,550	6,901	5,687,452
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,277	1,277		2,554		2,554
当期純損失(△)			△964,455	△964,455		△964,455
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△54	△54
当期変動額合計	1,277	1,277	△964,455	△961,901	△54	△961,955
当期末残高	4,047,254	4,025,098	△3,353,702	4,718,649	6,847	4,725,497

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ②貯蔵品 移動平均法による原価法

2. 外貨建の資産及び負債への本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒実績懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

・ライセンスの供与による収益

当社は、研究開発により獲得した知的財産に係るライセンスの供与に基づく収入（契約一時金収入、マイルストーン収入等）を収益として認識しております。

ライセンスの供与に基づく収入は、原則として、約束の性質が当社の知的財産にアクセスする権利を提供するものと判定された場合にはライセンス期間にわたって充足される履行義務として収益を認識し、当社の知的財産を使用する権利を提供すると判定された場合にはライセンスを供与した時点で充足される履行義務として収益を認識します。

このうち、マイルストーン収入は、契約で定められた研究開発の進捗等の条件が達成されるまでは不確実性が解消されず、認識した収益が減額される可能性があることから、条件が達成された時点より収益を認識します。

取引価格は、契約で定められた金額に基づき、契約に含まれる他の履行義務への配分額を考慮した金額を収益とします。

取引の対価は、契約の締結やマイルストンの条件達成等から1年以内に顧客から支払いを受けます。なお、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未収入金」は3,403千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 ー千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で算定を行っております。課税所得の見積りは、取締役会により承認された翌事業年度の予算等を基礎としています。

上記のとおり、繰延税金資産は将来事業年度の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

(損益計算書に関する注記)

受取精算金

パイプラインの優先順位の変更に伴う開発委託先との契約解消により、外注費の払戻しとしての受取精算金106,915千円が発生いたしました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 43,301,765株

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が未到来のものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,316,500株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	7,424千円
資産除去債務	1,602千円
税務上の繰越欠損金	1,225,633千円
繰延税金資産小計	1,234,661千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,225,633千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,910千円
評価性引当額小計	△1,234,544千円
繰延税金資産合計	116千円
繰延税金負債	
貯蔵品	△116千円
繰延税金負債合計	△116千円
繰延税金資産の純額	－千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達についてはエクイティファイナンスを活用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金については、通常1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権及び外貨建ての営業債務については、管理部が月別に為替相場のモニタリングを行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（５）信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収入金、未収消費税等、未払金、未払法人税等、預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,670,939	—	—	—
合計	4,670,939	—	—	—

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
(財又はサービスの種類別内訳)

(単位：千円)

項目	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
一時点で認識する収益	－
一定期間にわたり認識する収益	7,587
ロイヤリティ	－
顧客との契約から生じる収益	7,587
その他の収益	－
事業収益	7,587

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債 (期首残高)	2,845
契約負債 (期末残高)	5,500

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	108円	97銭
1株当たり当期純損失	22円	28銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(棚卸資産の評価方法)

当社における貯蔵品の評価方法については、従来、最終仕入原価法を採用しておりましたが、当事業年度より移動平均法による原価法を採用しております。

自社創薬の研究開発活動の拡大に伴い当該研究開発にかかる貯蔵品が増加したことを契機に、棚卸資産の評価及び期間損益計算をより適正に行うことを目的としたものであります。

なお、影響額は軽微であり、過年度への遡及適用は行っておりません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ノイルイミュン・バイオテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田	雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 野	明 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ノイルイミュン・バイオテック株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認められます。

2025年2月18日

ノイルイミュン・バイオテック株式会社		監査役会
常勤監査役（社外監査役）	藤 原	一 幸 ㊞
社外監査役	橋 岡	宏 成 ㊞
社外監査役	中 田	幸 康 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役全員（5 名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	たま だ こう じ 玉 田 耕 治 (1968年3月28日)	1992年 3 月 九州大学医学部卒業（同年 5 月 医師免許取得） 1992年 6 月 九州大学医学部附属病院 入局 1998年 4 月 米国ミネソタ州メイヨークリニック博士 研究員 2002年10月 同大 Assistant Professor 2005年 8 月 米国メリーランド州ジョンスホプキンス 大学 Assistant Professor 2009年 9 月 米国メリーランド州立大学がんセンター Associate Professor 2011年 5 月 山口大学大学院 医学系研究科免疫学講 座 教授（現任） 2016年 3 月 当社 取締役 就任 2020年 9 月 当社 代表取締役社長 就任（現任） （重要な兼職の状況） 国立大学法人山口大学大学院医学系研究科免疫学 教授	3,750,000株
【取締役候補者とした理由】 玉田耕治氏を取締役候補者とした理由は、PRIME技術を応用したCAR-T細胞を利用した最新のがん 免疫療法研究の第一人者であり、当分野における世界有数の研究者を含めた幅広い人脈や高い見識を 有しているとともに、当社社長として創業時より経営全般に携わり、豊富な経験を有していることか ら、引続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	と か し き つとむ 渡 嘉 敷 努 (1981年12月14日)	2006年 6 月 オンコセラピー・サイエンス(株) 入社 2014年12月 (株)リーディングバレー 代表取締役 2015年 7 月 当社 入社 2018年 1 月 当社 経営管理本部経営企画部長 2019年 5 月 当社 取締役 就任 (現任) 2019年 6 月 当社 事業本部長兼事業企画部長 2020年 1 月 当社 事業企画研究部長 (現任)	25,000株
		【取締役候補者とした理由】 渡嘉敷努氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役事業企画研究部長として、専門的な知識・豊富な経験に基づく見地から当社経営に携わっており、引続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。	
3	なが い ひろ こ 永 井 寛 子 (1976年10月5日)	1999年 4 月 Nagano&Morita CPA (永野・森田米 国公認会計士事務所) 入所 2004年 2 月 Ernst and Young Global Financial Service 入社 2010年10月 Hiroko Nagai CPA Office運営 2020年 3 月 当社 入社、管理部長 就任 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 就任 (現任)	一株
		【取締役候補者とした理由】 永井寛子氏を取締役候補者とした理由は、当社取締役管理部長として財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験に基づく見地から当社経営に携わっており、引続き取締役候補者とするのが適当であると判断したものであります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	Philippe Fauchet (1957年11月2日)	2001年 6 月 サノフィ・ママ(株) (現 サノフィ(株)) 代 表取締役社長 就任 2005年 5 月 サノフィ・アベンティス(株) (現 サノフ ィ(株)) 代表取締役社長 就任 2010年 1 月 グラクソ・スミスクライン(株) 代表取締 役社長 就任 2017年 4 月 同社 代表取締役会長 就任 2019年 5 月 (株)ボナック 社外取締役 2020年 3 月 当社 社外取締役 就任 (現任) 2020年 9 月 Rezolute Inc. 社外取締役 (現任) 2022年 6 月 ルカ・サイエンス(株) 社外取締役 (現 任) 2022年 6 月 JCRファーマ(株) 社外取締役 (現任) 2023年 6 月 (一 社) Medical Excellence JAPAN (MEJ) 理事 就任 (現任) (重要な兼職の状況) Rezolute Inc. 社外取締役 ルカ・サイエンス(株) 社外取締役 JCRファーマ(株) 社外取締役 (一社) MEJ 理事	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 Philippe Fauchet氏を社外取締役候補者とした理由は、製薬業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見を頂けるものと判断したことによります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	は な い のぶ お 花 井 陳 雄 (1953年4月30日)	1976年 4 月 協和発酵工業(株)入社 2003年 2 月 BioWa社を設立、社長に就任 2012年 3 月 協和発酵キリン(株) 代表取締役社長 就任 2018年 3 月 同社 代表取締役会長 就任 2020年 5 月 (株)リバネスキャピタル 取締役 就任 (現任) 2020年 6 月 (株)島津製作所 社外取締役 就任 (現任) 2021年 3 月 (株)ペルセウスプロテオミクス 社外取締 役 就任 (現任) 2024年 3 月 当社 社外取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) (株)リバネスキャピタル 取締役 (株)島津製作所 社外取締役 (株)ペルセウスプロテオミクス 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 花井陳雄氏を社外取締役候補者とした理由は、協和発酵キリン株式会社において代表取締役社長及び会長を歴任するなど、製薬業界及び経営における豊富な知識及び幅広い見識を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見を頂けるものと判断したことによります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. Philippe Fauchet氏及び花井陳雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. Philippe Fauchet氏及び花井陳雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってPhilippe Fauchet氏が約5年、花井陳雄氏が約1年となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、Philippe Fauchet氏及び花井陳雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年3月24日開催の当社第5回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社の取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額35,000千円以内（うち社外取締役分は年額5,000千円以内）として設定したいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社の取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定し、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.49%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.9%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告20頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各当社の取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける当社の取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数200,000株(うち社外取締役分は30,000株)を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける当社の取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当社の取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合

には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当社の取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式の全部につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた当社の取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4F
赤坂インターシティコンファレンス
404
TEL 03-5575-0611



交通	溜池山王駅	14番出口より	地下直結
	国会議事堂前駅	9番出口より	徒歩約2分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。